

開かれた未来に対する子どもの権利と宗教

柴 嵩 雅 子*

The Child's Right to an Open Future and Religion

Masako Shibasaki*

Abstract

Creating designer babies by genetic engineering is often denounced as imposing the parents' needs and preferences on their offspring. Viewed in perspective, however, conventional child rearing often disregards child's rights as well. This paper examines two cases concerning religious autonomy. First, Amish parents are allowed to deny their children two years of high school education required by law. As they offer alternative training at home, I argue that the truncated schooling does not necessarily compromise the child's right. The second case is religious circumcision performed on boys. In 2012 a German court ruled that circumcision for non-medical reasons is unlawful because it violates a boy's right to bodily integrity. Moreover, the irreversible mark infringes on his religious freedom. I therefore conclude that non-therapeutic circumcision on minors should not be tolerated at least in countries where the citizens can choose which religion they practice.

キーワード

子どもの権利、リベラル優生学、アーミッシュ、割礼

はじめに

重度の遺伝病の遺伝子を受け継いでいない子、あるいは乳がんを発症し安い遺伝子を持たない子を、意図的に作り出すことは、諸外国ではすでに行われている。このように先端技術を駆使し、「よりよい」子ども、親が望む子どもを作ることを、リベラル優生学は推進しようとする。他方、遺伝子操作により親が子どもの人生を決めてしまうのは、かつての優生学と同じく非人間的な所業だと批判する倫理学者も少なくない。ただ、そうした反論の矛先は、実は新規のテクノロジーを使った出生介入のみならず、従来の子育て慣行にも向けられうる。子どもの意志に関係なく、幼い時からプロになるためにサッカーの厳し

*しばさき まさこ：大阪国際大学人間科学部教授〈2014.5.12受理〉

いトレーニングをさせたり、医者になるために英才教育を施す親は、やはり子の自由な選択を奪っているからである。それは子の職業に限らず、宗教にも当てはまる。その点を説明するため、本稿ではまず、リベラル優生学に対する批判を概説し、そこから現行の育児の問題点を浮かび上がらせる。次に、論争を呼んだアメリカのアーミッシュの高校教育拒否とドイツにおける割礼の問題を取り上げ、宗教を選ぶ子どもの権利と、親の自由な養育権との相克について考察する。

1) リベラル優生学批判

現在すでに技術的に可能な着床前診断を行えば、妊娠・出産する子の性別を親が選べる。さらに、ダウン症やターナー症候群のような染色体異常、血友病や軟骨無形成症などの単一遺伝子病、さらに乳がんや胃がんを起こす遺伝子変異など、遺伝性の不利な条件をあらかじめ取り除いた子を作ることもできる。今後もっと技術が発達すれば、遺伝子を操作して運動能力や記憶力を高めた子を作ることも可能になるだろう。こうした展開を歓迎するハリスやサヴァレスキュなどのリベラル優生学推進派は、親は最善の人生を見込める最善の子を産む「義務」があるとさえ主張する¹⁾。

他方、バイオテクノロジーに関して保守派のハーバーマスは、「望ましい特性や素質の優生学的なプログラム化は、対象となった人物を特定の人生計画に縛り付けたり、少なくとも自分の人生の選択の自由を狭めるなら、道徳的な懸念を呼び起こす」²⁾と語り、生まれてくる子の福祉を考えて、親による勝手なエンハンスメントに警鐘を鳴らす。なぜならそれは、一方的で修正不可能な点で、通常の教育やしつけとは異なるからである。通常の場合、成長してゆく中で「自由を制限する社会化の過程と批判的に取り組むことによって、自らを解放できる。神経症的な固着からですら、洞察を重ねて分析すれば、解放される。親が自らの好みにしたがって行った遺伝子的な固定の場合、まさにこうしたチャンスが存在しない。[中略] 思春期になって子どもが自らの出生前の介入を振り返っても、遺伝子的に固定しようとした第三者の意図に不満を抱いて対決しようとしても、逃げ道はないのである。」³⁾

こうしたハーバーマスの批判に対しては、最新の遺伝学の見地から反論できるだろう。彼は「遺伝子的な固定」というように、遺伝子によってすべてが決定されるように誤解しているからである。ハーバーマスの論考、「人間本性の未来」が最初に発表されてから10年以上たち、その間に発展したエピジェネティクスは、遺伝子が同じでもメチル化が進むと活性度が抑えられることを明らかにし、遺伝子決定論を根本から覆した。たとえば女王蜂と働き蜂のDNAに差はない。にもかかわらず幼児期にロイヤルゼリーを食べると女王蜂となり、普通の花粉や蜂蜜を食べると働き蜂となって生殖能力をなくす⁴⁾。人間においても、胎児期に飢饉を経験した人は肥満になる割合が2倍になるなど、環境が引き金となったエピジェネティックな遺伝子制御が、生涯にわたり大きな影響を与えることが証明されている⁵⁾。また人間の場合、生物学的に未熟な状態で生まれ、とりわけ脳は生後も周囲の人間との相互関係の中で発達して行くため、生まれてからの環境の影響が極めて大きい。たとえば「養子となり引き取られた後は、普通の家庭と大きな違いもなく幸せに暮らして

いるにもかかわらず、生後直後に孤児院に預けられていた子どもたちは、社会的なつながりをもつことが苦手であるといわれる。{中略} 生理反応として観測できるオキシトシンの反応も、生後に愛情たっぷり育てていないと、正常ではなくなってしまう⁶⁾。母親のひざの上で遊んだりすると、通常の子どものオキシトシンレベルは上昇するのだが、生後1年～1年半、孤児院で過ごす、たとえその後、養親に育てられていても、信頼関係のシグナルとなるオキシトシンの量は増えないのである。

このように出生前の介入が親の思い通りの結果を100%生むわけではない。その点では通常の教育、しつけと変わりはない。親が遺伝子操作をしたとき、子どもには全く発言権はなく、親があくまで勝手に決める。それは、親が早期教育を子どもに促したり強いるときでも同様である。親が躍起になって幼児期から医師になるための英才教育を施しても、子どもが思春期になって反抗し、芸能人になることはある。ハーバーマスが言うように「自らを解放できる」わけである。しかしそれなら、知能指数が高くなるように遺伝子操作を受けた子どもでも、大学への進学を拒否することで「自らを解放できる」。エイガーが『リベラル優生学』で述べているように、「思春期になったとき、親が自分のゲノムを操作したという事実は変更できないが、受け取った遺伝子の影響については何がしかのコントロールが可能である」⁷⁾。実際、高いIQを売り物にした精子バンク「レポジトリ・フォー・ジャーミナル・チョイス」で、心理学者のアフトン・ブレイクは「コンピュータ科学者でありクラシック音楽家」の精子を選び、数学の神童ドロンを産んだが、ドロン自身は長じて「自然科学を拒み、人間の精神性という何よりもソフトな学問を選んだ」⁸⁾。華々しいコンピュータサイエンスや医学の研究ではなく、比較宗教学に興味を持ち、高校の教員になることを望むようになっていたのである。

霜田求は遺伝子決定論を避けながら、それでもハーバーマスの論を受け継いで、子どもに対する遺伝子的な介入は、やはり生まれた後の働きかけとは異なることを強調する。特殊な早期教育やしつけは子どもの「存在固有の価値を認め」、親子の「相互行為が織りなす自他の<関わり合い>を受容した上でのことである」のに対し、遺伝子介入では、親が子の「存在発生の段階に『コントロール可能な対象』という刻印を押したという事実、そして自他の『質』をめぐる絶対的な非対称性が消え去ることはない」⁹⁾。つまり子どもが「親の願望・欲望の手段」となってしまうので、リベラル優生学は子の福祉のために制限すべきだと霜田は主張する。生まれる前に親がわが子を「コントロール可能な対象」とみなしたことを由々しき犯罪であるかのように彼は描き出しているが、たとえ出生前に遺伝子レベルでの介入を行っても、親の欲する通りの人生を子どもが歩む可能性は100%ではない以上、それは「コントロール可能性」というより、子を持つとする人なら誰しも持つような「親の願い」とさして変わりはない。子どもが「親の願望・欲望の手段」となるというのは何も目新しいことではなく、「老後に世話をしてくれる人」「跡継ぎ」を作っていた時代から脈々として行われていたことに過ぎない。

ハーバーマスにしても霜田にしても、出生前の操作と生後の介入とでは差異が歴然としてあり、後者はよくても前者は子どもの自己決定権を崩して危険だという論法を取る。それに対し、同じ保守派でもマイケル・サンデルは、子どもの権利の侵害ではなく、「子ど

もの設計をする親の傲慢さ、生誕の神秘を支配しようとする衝動」¹⁰⁾のうちに、決定的な危険性を見て取っている。「今日では普通になってきた、子どもにプレッシャーのかかる非常に厳しく管理する子育て慣行は、遺伝子操作を用いた子どもの改善と同様の発想に基づいている。この限りにおいて、エンハンスメントの擁護者は正しい。だが類似しているからといって、遺伝子増強が正しいと立証されるわけではない。その類似性は逆に、親による過干渉教育の傾向が孕む問題を浮き彫りにしている。」¹¹⁾。つまりサンデルによれば、遺伝子操作によって優秀な望みどおりの子を作ることは、幼いときからスポーツ教室やピアノのレッスンや塾や家庭教師に金をかけて子どもを成功させようとするものの延長上にあり、非難されるべき点は変わらない。ハイテクであれローテクであれ、そうした子どもの人生への介入にかまける親は、命は贈られたものであるということを忘れているからである。「偶然性を消し去り生誕の神秘を支配したいという衝動は、子どもを設計する親の信用を落とし、無条件の愛という規範によって統制されている社会的な実践としての子育てを墮落させてしまう」のである¹²⁾。

しかし、親による子育てが「無条件の愛という規範によって統制されている」という主張の根拠は一体何なのか。歴史的に見れば、子どもは親の所有物として売り買いの対象にすらなっていた。親は家系や家業の存続なり、自己の延長なり、何らかの期待を抱いて子どもを生み、それが適わなければ、嬰兒殺、捨て子、勘当といった仕打ちを子どもに与えてきた。何も遺伝子工学や早期教育に頼って望ましい子どもを作り上げようと努力の限りを尽くす親に限らず、そこまで子どもにかけられる金と時間のない親にしても、子どもに与える愛には何がしかの条件が付いている。そして、それは決して非難されるべき悪事ではなく、「無条件の愛」を規範として掲げる方が、親の現実から乖離した想定ではないだろうか。

もちろん、親が子どもを好きなように扱ってよいわけではない。子どもは少なくともある程度の「開かれた未来に対する権利」を持ってしかるべきだ。ファインバーグが最初にこの権利を提唱したときにも挙げられていたが、その後も子どもの権利について論じられる際にしばしば取り上げられるアーミッシュの事件を次に見てみよう。

2) アーミッシュと公教育

アーミッシュはスイス人のヤコブ・アマンが1693年に創設したキリスト教再洗礼派の一つである。ヨーロッパでの迫害を逃れ、18世紀以後、新大陸に移住を始めた。つまり、1776年の独立宣言によりアメリカ合衆国が成立する前から、アーミッシュは北米に定住していたのである。今でこそアーミッシュと言うと、電気や車を使わない昔ながらの暮らしをしている変な格好の人と思われているが、そもそも自動車・電話・電化製品が一般化する前のアメリカにおいては、アーミッシュの生活は非アーミッシュとさほど異なっていた。また州法や連邦法がそれほど整備されておらず、個人に対する国家の関与が緩やかな時代であれば、世俗世界への同調を断固として拒否するアーミッシュの信念も、それほど問題とはならなかった。しかし20世紀に入り国が個人の権利を守り公共の福祉を推進させようと管理や規制を始めると、アーミッシュと政府機関との対決が増大する。アーミッシュが維持しようとする様々な伝統が違法行為となってしまったからである。それは

衛生管理、予防接種、助産婦のライセンス制、建設現場でのヘルメット着用義務など、多岐にわたる¹³⁾。

学校教育制度もその一つである。アカデミックな知識を軽視するアーミッシュは、学校では農業で生計を立てるのに必要最低限の読み書き計算だけを学べばよいと考えている。20世紀初頭までアメリカの公立学校は小規模で、一つの教室で一人の先生が1年生から八年生まで教えていた。家から近くにあるため親の監視も行き届くので、アーミッシュも公立学校に通わせることに反対していなかった。就学年限も14歳だった。ところが、アーミッシュの多くが住むオハイオ州では1921年、18歳まで学校教育を受けさせる法律が成立した。他州でも同様の法制化が続き、州によって年齢は異なるが、だいたい16歳になるまでは公立学校への通学が義務化されたため、アーミッシュも家から遠く離れ世俗の知識を与え競争原理が支配する高校へ、子どもを通学させなければならなくなる。高校に通う間、家業の手伝いを通じてアーミッシュとしての生き方を身につけることもできず、コミュニティの維持が脅かされる。そのため少なからぬアーミッシュの親は、子どもを高校に行かせなかった。しかしそれは法律違反であり、そうした親が養育放棄を理由に起訴される事件が各地で起き、裁判の結果、有罪判決を受けることも多かった。

宗教的信念に基づく独自のライフスタイルを守ろうとするアーミッシュと、公教育を推進する国家とのこうした対立に最終的な決着を付けたのが、「ウイスコンシン州対ヨルダー」で、一般には「ヨルダー事件」と呼ばれている。16歳まで就学義務があるにもかかわらず、子どもを高校に通学させることを拒否したため、アーミッシュの父親3名、ウォーレス・ミラー、ジョナス・ヨルダー、エイディン・ヤツイが訴えられたのである¹⁴⁾。世俗社会からの分離を原則とするアーミッシュは、本来、訴訟に関与してはならない。しかし宗教関係者や学者など部外者が組織した「アーミッシュの宗教的自由を守るための全米委員会」が乗り出し、躊躇するアーミッシュを説得して法廷闘争が始まったのである。委員会のメンバーがここまで積極的だったのは、宗教の自由を守る点でアーミッシュと利害が一致していたからである。1969年グリーン郡裁判所が下した判決では被告が敗訴し、続くグリーン郡巡回裁判所での控訴審でも敗訴したが、ウイスコンシン州の最高裁判所では逆転勝訴となった。しかしウイスコンシン州が上告したため、連邦最高裁判所に判断が委ねられ、被告の勝訴が決定した。そこで述べられた裁判長ウォーレン・バーガーの意見は「アーミッシュの生活様式に対する一種のラブレター」¹⁵⁾と形容されるように、様々な宗教団体の中でも300年を超える長い歴史を持ち拡大し続けてきたアーミッシュは特別であり、同様の自由裁量を他団体に与えるわけではないことも明示している。

最終的な判決がアーミッシュ勝訴¹⁶⁾なので、ヨルダー事件は宗教の自由を認めた画期的な裁判と捉えられがちだが、裁判の過程では子どもの権利の侵害についても問題が指摘されている。まず、第一審の裁判長、ロジャー・エルマーは、公立高校での教育がアーミッシュの共同体に与える悪影響を認めたとうえで、「アーミッシュの養育を受けた後に別の宗派に移ったり、別の教会に入ったり、アーミッシュの共同体を離れて別の文化に所属する」かなりの数の若者は、高校教育を受けていないと不利になると指摘している¹⁷⁾。しかも彼らが成人ではなく未成年である点を重く見たため、3名の被告を有罪とし、5ドルの料金を

払わせた。ウィスコンシン州の最高裁は、2年間の高校教育の強制と、アーミッシュの宗教実践がこうむる負担を比べれば、前者に利があるとは考えられないとして、被告勝訴としたが、それに対しネイサン・ヘッファーマン判事は、「アーミッシュの生活様式から離れることを決めた若者は、生き抜くための知的道具を持たずに放り出されてしまう」¹⁸⁾として被告有罪の反対意見を書いた。ただし、アーミッシュが州法に合う自分たちの学校を設立できるまで、刑の執行は延期とするとして、配慮の行き届いた判断をヘッファーマン判事は示している。全員一致で被告無罪とした連邦最高裁判所においても、子どもの宗教的自由の問題が無視されているという部分的反対意見を、ウィリアム・ダグラス判事は提出している¹⁹⁾。

宗教の自由を求める親の権利と、教育を受ける子どもの権利との相克をめぐって争われたヨーダー事件で、事件の名前となったヨーダーの場合、実は親と子の対立は存在していない。なぜなら彼の15歳の娘、フリーダは、高校に行くことは彼女自身の宗教的信念に反することを法廷で証言したからだ²⁰⁾。証言台に立ったアーミッシュの子どもは他にはいない。うがった見方をすれば、生まれたときからアーミッシュとしての暮らししか知らず、洗脳されたに等しいのだから、フリーダには自己決定できる力はないと反論することもできるかもしれない。しかし現在、日本の病院で一般に利用されている「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」によると、15歳以上で医療に関する判断能力があり、親権者と本人の両方が輸血拒否する場合、子どもであっても無輸血治療を受けることができる。たとえ不測の事態が起これ、輸血をしなかったために死んでもかまわないという命に関わる判断を、15歳以上の子どもであれば認めているのである。それならば15歳の子どもに、高校に行くか行かないかを選択することを認めるのが当然だろう。

多くの論者が引き合いに出す論考、「開かれた未来に対する子どもの権利」において、ファインバーグは、アーミッシュにおける教育のあり方について、理論的判断と実際的な判断の二つの相反する結論を出している。彼は一方では、「教育は子どもを大人の世界に送り出す際に、できるだけ多くの選択肢を持たせるべきだ。つまり自己実現のチャンスを最大限にするべきなのだ」²¹⁾と語る。この主張からは、ヨーダー事件の被告のように、高校で学ぶ権利を子どもから奪うことは決して許されない、という結論が出るはずだ。しかしファインバーグは、裁判の判決としては被告勝訴に同意する。「私はヨーダー事件の判決が誤りだとは主張したくない。8年間の初等教育と10年間のほぼ初等の教育では、科学技術が発達した複雑な現代社会においては差異はほんのわずかしがなく、前者しか受けていない子どもが多く、後者しか受けていない子どもには開かれているとは主張しがたい。それゆえ、14歳の教育可能なアーミッシュの子どもに、さらに2年の学校教育を保障することによって得られる利益と比べれば、アーミッシュのコミュニティの宗教的絆が侵食されることの方がより重大である。しかしながら哲学的見地から見ると、教育可能な16歳の青年を、親が学校に通わせなくても合法だということになると、その青年の担保された権利は侵害されたことになる」²²⁾。実際的な見地からすれば、2年間、公立高校に行けないことなど、アーミッシュの宗派としての生き残りとは比べれば些少な害に過ぎないが、それはやはり、やがて大人になって自己決定しようとする子ども

の権利を侵しているというわけである。

こうした歯切れの悪いファインバーグとは異なり、ディーナ・S・デイヴィスは『遺伝的ジレンマ』において開かれた未来に対する権利を重視し、ヨーダー事件の連邦最高裁判所判決に反対している。「高卒の資格がなければ、未来は実質的に閉ざされてしまう。[中略] ウィスコンシン州が高卒ないし16歳までの就学を、法的に最低限の子どもの権利と決めるしかるべき理由があったのなら、アーミッシュの子どもも、たとえ親が反対しても、その同じ権利を持っていた」²³⁾ からである。

他方、エイガーは、「公立校に通った子どもなら手に入る選択肢が、アーミッシュの子どもには欠けるとしても、逆にアーミッシュの養育は、公立校に通った子どもには得られない選択肢を提供できる」²⁴⁾ として、必ずしも不利な点ばかりではないことを指摘している。実際、高卒の資格は得られなくとも、アーミッシュの子どもは農作業や日々の生活に欠かせない実用的な訓練を受け、そのままアーミッシュの共同体に残れば、非アーミッシュの厳しい競争社会で勝ち抜けずホームレスになる心配からも免れることができる。

さらにエイガーはエンハンスメントについて、その可否の判断するために、「エンハンスメントを企てた人と対立する価値観に基づいて生きることがうまく行かなくなるようなら、そのエンハンスメントは実際に自由を減らしている」という基準を打ち出し、それをアーミッシュに当てはめて、「子どもがアーミッシュの価値観と根本的に対立する生活様式を送る現実的な見込みがないなら、その養育は自己決定を侵している可能性が高い」と主張している²⁵⁾。エイガーの基準に依拠するならば、アーミッシュとして生まれ育った子どもの中には、コミュニティを離れて立派に生活している人が一定数存在する以上、アーミッシュが子どもの将来の自己決定権を侵害しているとは言えないだろう。アメリカには「ジェネラル・エジュケーション・ディヴェロップメント」の制度があり、日本の「高等学校卒業程度認定試験」のように、試験さえ受ければ大学受験資格が得られる。デイヴィスの主張とは異なり、高校に行かなければ即、未来が閉ざされるわけではない。実際、リー・J・ズックのように、アーミッシュ出身ながら、博士号を獲得して大学で教鞭をとっている人も存在するのである。

もともとアーミッシュは意識的な信仰こそを大切にし、幼児洗礼を拒否してカトリックと対立したところから生まれた宗派であり、親の宗教をそのまま子どもに押し付けるというのは、本来的には彼らの原理に反する。実際、カルトの洗脳とは一線を画するアーミッシュの制度として、「ルムスプリング」が挙げられる。16歳の誕生日を迎えると「ルムスプリング」の期間が始まり、青年たちは仲間とより多くの時間を過ごすようになる。親の監視も緩み、また洗礼を受ける前なので、教会の権威に従う必要もなく、自由度が高まる。アーミッシュでは禁止されていることをしても、咎めだてられない。そのため、映画を見に行ったり、車を運転したり、バーで羽目を外す男子も中には出てくる。世俗の世界にも触れたうえで、教会のメンバーになるか否かを決められるのである²⁶⁾。

オハイオ州のアーミッシュの共同体で生まれ育ったサロマ・ミラー・ファーロンは、「外から見て多くの人が考えているのとは異なり、共同体に残るか去るかを若者が選択するというのは、神話に過ぎない。少なくとも私自身の体験では、自分で選択できるなどとは感

じていなかった」と述べている²⁷⁾。しかしその彼女にしても、父親の虐待から逃れるためとはいえ、洗礼を受けた後でアーミッシュを飛び出し、ついには念願の高等教育を受け、『なぜ私はアーミッシュを去ったのか』という著書を出版するに至っている。選択肢の欠如という点では、代々、医者の家系に生まれた子どもも医者になる他ないと感じているだろうし、サラリーマンの家庭に育った子どもが漁師や農夫（婦）になるという選択があると感じることは稀だろう。

アーミッシュの子どもは2年間の公教育を受けないとはいえ、その間、無為に過ごすわけではなく、家庭で実的な職業教育を受ける。その過程で養った判断力や計画性は、アーミッシュの共同体から離脱したとしても、プラスにこそなれ、マイナスにはならないだろう。また服装規定など厳密な宗派の規則に則った生活をやめてしまえば、元アーミッシュか否かは、少なくとも外見上は他人には断定できない。同じ親が子に及ぼす宗教的実践でも、割礼の場合は事情が大きく異なる。その点を次章で考察しよう。

3) 男児に対する割礼

宗教的な男性外性器の包皮切除は、ユダヤ教とイスラム教では伝統的な儀礼として広く実施されてきた。『創世記』において、神が99歳になったアブラハムにこう命じているからである。「あなたたち、およびあなたの後に続く子孫と、わたしとの間で守るべき契約はこれである。すなわち、あなたたちの男子はすべて、割礼を受ける。包皮の部分を取りなさい。これが、私のあなたたちとの間の契約のしるしとなる。いつの時代でも、あなたたちの男子はすべて、直系の子孫はもちろんのこと、家で生まれた奴隷も、外国人から買い取った奴隷でああなたの子孫でない者も皆、生まれてから八日目に割礼を受けなければならぬ」²⁸⁾。ユダヤ教徒はこの文言通り、男の子が生まれると8日目に割礼の儀式を行う。イスラム教の割礼実施年齢は、中東では2歳から12歳の間、欧米諸国では誕生直後が一般的である²⁹⁾。いずれにせよ割礼ということで、元に戻せない身体変形処置を、インフォームド・アセントすら求められずに受ける子どもが多いということである。

2012年、ドイツで子どもの割礼が処罰の対象となるという裁判所の判断が出され、物議を醸した。事の発端は2010年、ケルンで起きた。イスラム教徒の親の意向に従い、4歳男児の割礼を医師が実施したところ、2日後、出血を起こした男児がケルン大学病院の救急外来に担ぎ込まれたため、医師が起訴されたのである。2011年、ケルン裁判所は無罪判決を出した。また身体を傷つけるものの、子の福祉に寄与し、親の同意もあるので正当化されるとして、割礼の実施も認めた。検察が控訴したが、2012年5月、ケルン高等裁判所は棄却した。ただし、割礼は子どもの身体を傷つける「傷害」にあたり、たとえ親の同意があっても正当化されないと主張したのである。これはケルンの判事の特異な意見ではなく、ドイツ国民を対象としたアンケートでは、割礼禁止に賛成が45%、反対が42%で、わずかながら賛成の方が上回り、また83%もの人が「宗教は時代とともにあるべきで、古い伝統にあくまで固執すべきではない」と考えている³⁰⁾。禁止とまでは行かずとも、たとえばスウェーデンはすでに2001年から施行されている法律により、割礼の際には医師か看護師が必ず麻酔を行うことになっている³¹⁾。そもそも割礼は身体の損傷にあたると考えている医

療関係者が多いこともあり、スウェーデン国内では少数派のユダヤ教徒の団体は強く反対したが、法改正には至っていない。

ケルン高等裁判所の司法判断も、やはりドイツ内外のイスラム教徒とユダヤ教徒の猛反発を招いた。神と結んだ契約として割礼は宗教的に不可欠だと信じているユダヤ教徒やイスラム教徒にとって、割礼の非合法化は宗教の自由の侵害、自分たちの伝統の否定に他ならないからである。イスラエルのラビ長、ヨナ・メツガーは、ベルリンにまで来てドイツ政府代表者と会談を行い、ユダヤの律法では生後8日の男児に、自然な方法で、つまり数滴の甘いワイン以外の麻酔なしで、割礼を受けなければならないと訴えた。旧ソビエト連邦では割礼が禁止されていたことを挙げ、民主主義国家のドイツで「ユダヤ教徒が律法を守れないようにした共産主義体制が生まれることを、皆さんも望んでいないと思います」と皮肉も飛ばしている³²⁾。スウェーデンとは異なり、ドイツにはホロコーストの過去があり、ユダヤ教社会に対して負い目がある。そのためメルケル首相は、「ユダヤ教徒が儀式を実施できない世界で唯一の国がドイツということになってほしくない」³³⁾と語り、政治的解決が図られた。2012年の12月にドイツ民法1631条d「男児の割礼」として、以下の2項の法律を議会で可決したのである³⁴⁾。

第1項

医療技術の規範に従って行われるなら、理解力や判断能力のない男児に医学的に必要のない包皮切除を施すことに同意する権利をも、身上監護は含む。ただしこれは、包皮切除の目的を鑑みて子どもの福祉が損なわれる場合には、当てはまらない。

第2項

宗教的共同体で規定され、割礼のためにとくに養成された人物が、医師でなくとも医師と同等の能力がある場合、その人物は第一項に従って生後6か月以内の子どもに割礼を実施してもよい。

第1項の「身上監護」とは財産管理と並ぶ親権のことである。「医学的に必要のない包皮切除」は主として宗教上の割礼を指すが、親の勝手な趣味で子どもの性器を傷つけることを防ぐため、「子どもの福祉が損なわれる場合」は包皮切除を認めないとしているのである。第2項の背景には、ユダヤ教においては伝統的に、医師ではないモヘルと呼ばれる専門家が割礼を執り行ってきたことがある。このように1631条dは、宗教上の割礼を認めるだけでなく、ユダヤ教の伝統に配慮して、医師でなくとも訓練を受けた人なら、生後6か月までの割礼を実施できることにしたのである。かくして割礼の違法性は消え、ユダヤ教徒はもちろん、ドイツ国内に大勢いるイスラム教徒も割礼を続けることができるようになった。しかし、この政治的解決は、法的、倫理的には厳しく批判されている。

法的には、まず基本法で定めた男女差別の禁止に抵触する。ドイツではもともと女性の性器切除は刑法223条「傷害」に違反するとして処罰の対象となっていた。さらに男子割礼を認める法律が成立した後の2013年6月、連邦議会は女性性器切除を犯罪の事実構成要

件とみなし、罰則を強化する法案を可決した。最高刑は従来、懲役10年だったのが、15年に延長されたのである³⁵⁾。女性の外性器にほんのわずかでも傷を与えた場合、この厳しい法律が適用されるのに対し、男性の外性器の包皮を切除することは合法化された。こうした法的状況は、刑法の教授で判事でもあるトニオ・ヴァルターが揶揄しているように、「女性性を形作る体の部分は不可侵だが、男性性を形作る体の部分は切り整えてもかまわない。女性性器は神聖だが、男性性器は自由に処理できる」という、男女の極端な不平等を生んだことになる³⁶⁾。

次にドイツの「親権の内容と限界」を規定した民法1631条第2項では、「子どもは暴力のない教育を受ける権利がある。体罰や精神的傷害やその他の尊厳を損なうような処置は認められない」と明記されている³⁷⁾。ここで禁止されている体罰には平手打ちやピアスの強制も含まれると解されている。それなら、特に敏感な身体部位に一生涯消せない刻印を付ける男児の包皮切除を許容すると、公平性をひどく欠くことになってしまう。

男児の割礼容認が法的に見て特異であることを、反対者は様々な仮想例と対比させて立証しようとしている。たとえば、法学者のR.メルケルとH.プツケが言うように、もし仮にキリスト教原理主義の宗派が、イエスの受難にあやかり、イエスとの永遠の結びつきを確実にするため、すべての新生児を4度鞭打つという儀式を始めたとすると、「新生児の割礼と同様、子どもの記憶には全く残らず、親の動機も信仰深い善意であったとしても、これは児童虐待として処罰の対象となる違法行為であることは、まったく疑う余地はない」³⁸⁾。また法学者のJ・シャインフェルトは、仮にあるフェンシング・クラブが10歳の子どもたちに、クラブの代表選手として試合に出るためには、上腕に刀傷をつけなければならないと規定したなら、それは当然違法だとして、包皮切除を義務付ける宗教団体を批判している。彼はさらに割礼の起源となった創世記におけるアブラハムの話をもじって、もし99歳の男性が、神との契約を確固としたものにするため包皮を切り取れという命令を神から受けたと言ったなら、現在なら本人保護のために措置入院となるだろうと論じている³⁹⁾。

割礼を認めることは法的整合性を欠くのみならず、倫理的に見ても、少なくとも個人の自由や自己決定を重んじる社会においては、大きな問題を孕んでいる。割礼擁護者は親の宗教の自由を楯に取るが、割礼は同意能力のない子どもが受けさせられる点で、成人が自らの判断に基づいて行う宗教的実践とは明らかに異なる。カトリックの幼児洗礼も、子どもの理解も同意もないままに宗教を押し付ける行為だが、少なくとも身体にその痕跡は残らないため、後に本人が宗教選択の自由を行使する妨げにはならない。他方、割礼は不可逆的な身体的変化を引き起こし、特定の宗教との結びつきを刻印づける。そもそも『創世記』の神は割礼によって「私の契約はあなたの体に記されて永遠の契約となる」と説明している。先述したイスラエルのラビ長、メツガーも、「割礼はユダヤ教徒の男性の身体に付けられた印、決して消すことのできない印で、最果ての地にいようと自分がユダヤ教徒であることを思い出せる」ようにするためだと語っている⁴⁰⁾。このように割礼は、子どもには必ず親と同じ宗教に属させることを意図し、子どもの宗教選択の自由を奪う以上、個人の自己決定を尊重する倫理観と相容れないのである。

現代の世俗的な社会においても、親の宗教を子どもが受け継ぐのは当然視されがちである。そのため戦論的な無神論者、リチャード・ドーキンスは、親と子の宗教の区別を強く訴える。「私たちの社会は、小さな子に親の宗教を教え込むのは正常なことだという馬鹿げた考えを受け入れ、宗教のラベル——『カトリックの子』『プロテスタントの子』『ユダヤ教の子』など——を幼児に張り付けてきた。そのくせ同等の『保守主義の子』『リベラルの子』『民主主義の子』といった他のラベルは付けてはならないのである。どうかこのことについて意識を高め、こうしたことが起こっているのを聞きつけたなら、不平の声を上げてほしい。子どもはキリスト教の子、イスラム教の子ではなく、キリスト教徒の親を持つ子、イスラム教徒の親を持つ子なのだ⁴¹⁾。親と子でも別の人格である以上、個人の宗教的自由を唱える限り、ドーキンスの主張は正しい。ではやはり、割礼は禁止すべきなのだろうか。その方が子どもの利益となるのだろうか。

哲学者のハノック・ベン＝ヤミは、原理的には割礼は禁止すべきだとしながらも、現実的には条件付きで容認すべきだと主張する。なぜなら割礼を禁止すると、イスラム教とユダヤ教の共同体の反発と社会的緊張を呼び、中絶と同様、闇の割礼が増えることも予想されるからである。それなら、医師が局所麻酔をして行う、生後6か月までに限定するといった条件を付けて割礼を認めた方が、実際的だとベン＝ヤミは主張する。彼はさらに割礼は親の権利ではないが、「共同体の権利」のうちに位置づけられるとして、「子どもの福祉のためには、その子が選択の余地なく属することになる共同体が、何らかの風習をその子に対して取り行うことを認めるべきである。部外者から見れば、その風習を正当化する理由が、共同体の一員になるために不可欠というだけで、その他の点では有害であり、成長した子どもの自由を損なうことになるかもしれないとしても、認めるべきだ⁴²⁾」と説く。つまり、たとえ身体を傷つけられたとしても、割礼を不可欠と信じる共同体の中でその子どもは育ち、その共同体の一員になるのだから、その子の利益になるというわけである。

しかし、このように割礼を「共同体の権利」として捉えると、二つの問題点が生じる。第一に、世界中のどこにおいても割礼は共同体の権利と言えるのかという疑問がある。イスラム教を国教としているイランやサウジアラビア、あるいは超正統派のユダヤ教徒が集中しているイスラエルのメアシェアリームで生まれた子であれば、親の宗教、共同体の宗教をそのまま我が物とする確率がきわめて高く、本人の同意なしに割礼を施しても、子が成長してから不利益になることは、まずないだろう⁴³⁾。しかし、多民族国家、また政教分離を原則とする国家に生まれた場合、親の信じる宗教の共同体に組み込まれるだけでなく、生活を通じて様々な宗教の信者からなる地域の共同体にも属することになる。また人の移動の激しいグローバル化した現代社会では、生まれ故郷を離れ、宗教も文化もまったく異なる外国で仕事に就くことも稀ではない。そのため親の宗教から離脱したり改宗したりする可能性も高くなる。子どもにとって自分が属する共同体がこのように流動的である以上、一つの宗教に一生縛り付けるような身体的刻印付けは、不適切と言わざるを得ない。ロバート・S・ヴァン・ハウイも、「多元的社会においては、ある人の『共同体』は、静止した所与とみなすことはできないし、完全に外部から切り離されているわけでもない。市民は自らの自由意志と信念——これは変化しうる——に基づき、複数の共同体を自由に移動す

ることが許されているからである」⁴⁴⁾と述べている。

第二に、宗教的共同体は決して一枚岩ではなく、構成員すべてが割礼に賛成しているわけではないという問題がある。実際、イスラエルでも「ベン・シャーレム（無傷の息子）」などの諸団体が、幼い子どもに苦痛を与え不可逆的な傷跡を残す処置だとして割礼に反対する運動を展開しており、息子に割礼をさせない親が増えている。イスラエルの有力紙、『ハアレツ』の2012年6月12日の記事「イスラエルでも息子に割礼をしない親が増加」⁴⁵⁾によると、正確な統計はないものの、過去10年間、イスラエルで生まれた男児の1～2%は割礼を受けていないと推定されている。2006年、男児を持つ親1418人を対象に実施されたインターネット調査では、ユダヤ教徒でも3.2%が、「子どもの身体を損ないたくない」、「苦痛を伴う」などの理由で割礼を施していなかった。また3分の1の親が、本当はしたくなかったが、子どもが除け者になるといった社会的な理由で割礼をしていた。割礼をしないことを選んだ親や、やむなく実施した親にとっては、割礼は共同体の「権利」ではなく「同調圧力」になっている。

かつてなら宗教的伝統として疑問も抱かれず行われてきた儀式でも、現在はインターネットで検索すれば、反対者の主張がすぐ読めるうえ、包皮を切られて泣き叫ぶ嬰兒の映像も見ることができる。部外者からの批判ではなく、共同体内部から疑念が膨らんでゆけば、やがて割礼も因習として廃棄される時が来るかもしれない。その日まで割礼の法的禁止は、少なくとも逆効果になるような国や地域においては避けた方が賢明だろう。

おわりに

人が子を産み、家族を作ることにより、世代を超えて文化が再生産される。親は子どもを通じて自己を拡張し、表現する。宗教は世界観や人生観や価値観の集約であるため、親が自分にとって大切な宗教を子に受け継がせたいと望むのは、ごく自然なことである。宗教の慣習・儀式に従ったしつけや教育は、子ども自身の健全なアイデンティティの発達に欠かせない。しかし、やがて長じて子どもは自分なりの世界観、人生観、価値観を作り上げる。それが教えられた宗教と同じ場合もあれば、まったく異なってしまうこともある。そうした子どもの開かれた未来を奪い、特定の宗教に縛り付けるような介入は、許されるべきではない。新しい技術が可能にした遺伝子操作については人は神経をとがらせ、子どもの自由を侵害すると非難するが、子どもの権利を考えるなら、数千年の伝統を持つ慣習にも、もっと批判的な目を向けなければならない。個人の権利は、家族や共同体の権利よりも優先されるべきだからである。

注

- 1) Savulescu J. In Defence of Procreative Beneficence. *J Med Ethics* 2007;33:284-88.
- 2) Jürgen Habermas, *Die Zukunft der menschlichen Natur auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik?* Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2005:105.
- 3) *ibid.*, 107f.
- 4) 太田邦史、『エピゲノムと生命』、講談社、2013年、212-13.
- 5) リチャード・C・フランシス、野中香方子訳、『エピジェネティクス 操られる遺伝子』、ダイヤ

- モンド社、2011年、12-15。
- 6) 金井良太、『脳に刻まれたモラルの起源』、岩波書店、2013年、56-7。
 - 7) Agar N. *Liberal Eugenics*. Malden:Blackwell,2005:117.
 - 8) デイヴィッド・プロッツ、酒井泰介訳、『ジーニアス・ファクトリー』、早川書房、2005年、148、315。
 - 9) 霜田求、「生命の設計と新優生学」、『エンハンスメント論争』（上田、渡部編、社会評論社、2008年）、261。
 - 10) Sandel MJ. *The Case against Perfection*. Cambridge: Harvard University Press,2007:46.
 - 11) *ibid.*,52
 - 12) *ibid.*,82f.
 - 13) アーミッシュと国家の問題については、次の本を参照。S・フィッシャー、R・ストール、杉原、大藪訳、『アーミッシュの学校』、論争社、2004年。Ed. by Kraybill DB. *The Amish and the State*. Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 2003.
 - 14) 事件の発端は1968年にニュー・グララス村のアーミッシュが、自分たちの学校を作ったことにある。数十名のアーミッシュの生徒が公立高校から離れると、その人数分の補助金が州から交付されなくなる。それを避けるため、地区の教育監督者、ケニス・グルーウェンは、公立校に数週間だけでも在籍するようアーミッシュの親たちに打診したが、彼らはもちろんこうした詐欺まがいのことには手を貸さず、結局、18000ドルも補助金が減額された。その仕返しのように、3人の父親が逮捕されたのである。cf. Peters SF. *The Yoder case*. University Press of Kansas,2003:88.
 - 15) Kraybill DB. *ibid.*,270.
 - 16) 皮肉なことに、裁判に勝ったにもかかわらず、派手な訴訟への関与のためにコミュニティに亀裂が走り、結局、ヨーダーを始めアーミッシュはニュー・グララスを去ることになった。「共同体を守るための訴訟が、実際には分裂を促した」のである。cf. Peters SF. *ibid.*,169-171.
 - 17) cf. Peters SF. *ibid.*,99.
 - 18) cf. Peters SF. *ibid.*,115.
 - 19) cf. Peters SF. *ibid.*,148.
 - 20) cf. Peters SF. *ibid.*,96.
 - 21) Feinberg J. *Freedom & Fulfillment*. Princeton:Princeton University Press, 1992:84
 - 22) Feinberg J. *ibid.*,86.
 - 23) Davis DS. *Genetic Dilemmas*. (2nd Ed.). Oxford:Oxford University Press,2010:29.
 - 24) Agar N. *ibid.*,123.
 - 25) Agar N. *ibid.*,124.
 - 26) cf. Kraybill DB, Nolt SM, Weaver-Zercher DL, *Amish Grace*. San Francisco:John Wiley & Sons, 2007:196f.
 - 27) Furlong SM. *Why I Left the Amish*. East Lansing:Michigan State University Press, 2011:115.
 - 28) 新共同訳『聖書』、日本聖書協会、第17章10-14。
 - 29) ジョン・L・エスポジト、山内昌之訳、『イスラーム世界の基礎知識』、原書房、167。
 - 30) Spiegel Online, 19.Juli 2012, Umfrage: Beschneidungsverbot entzweit Deutsche. (<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/umfrage-beschneidungsverbot-entzweit-deutsche-a-845208.html>)
 - 31) BBC Online, 1 October,2001, Sweden restricts circumcisions. (<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1572483.stm>)
 - 32) Süddeutsche Zeitung, 22. August 2012, Rabbi Metzger zieht die Grenzen der Beschneidung. (<http://www.sueddeutsche.de/politik/oberrabbiner-in-berlin-rabbi-metzger-zieht-die-grenzen-der-beschneidung-1.1446407>)
 - 33) Spiegel Online, 19.Juli 2012, *ibid.*
 - 34) Gesetze im Internet, Das Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz. (www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1631d.html)

- 35) Spiegel, Online.28. Juni 2013, Abstimmung im Bundestag Härtere Strafe bei Genitalverstümmelung. (<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/haertere-straefe-bei-genitalverstuemmung-a-908283.html>)
- 36) DIE ZEIT, 14. Juli 2013, Genitalverstümmelung:Das unantastbare Geschlecht. (<http://www.zeit.de/2013/28/genitalverstuemmung-gesetz-frauen>)
- 37) Gesetze im Internet, Das Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz. (www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1631.html)
- 38) Merkel R,Putzke H. After Cologne: male circumcision and the law. Parental right, religious liberty or criminal assault? *J Med Ethics* 2013;39:449.
- 39) Scheinfeld J. Erläuterungen zum neuen § 1631d BGB – Beschneidung des männlichen Kindes. Onlin- Zeitschrift für Höchststrichterliche Rechtsprechung im Strafrecht,Jul./Aug.2013. (<http://www.hrr-strafrecht.de/hrr/archiv/13-08/index.php?sz=8>)
- 40) Süddeutsche Zeitung, 22. August 2012, *ibid*.
- 41) Dawkins R. *The God Delusion*. London:Transworld Publisher, 2007:381f.
- 42) Ben-Yami H. Circumcision:What should be done? *J Med Ethics* 2013;39:459.
- 43) ジョウゼフ・メイザーも、原則的に割礼は自己決定できるまで待つべきだが、例外的に正統派ユダヤ教徒の親なら、割礼をした方が子のためになると言う。なぜなら、ほとんどの子が親の宗教を受けつぐ上に、もし大人になって割礼を受けると、新生児の時と比べて費用が掛かり、生活の中断など不便が増えるからである。割礼は長じてユダヤ教を離れるごく少数の子にとってはマイナスだが、ユダヤ教に残る圧倒的大多数の子の利益になる。したがって「新生児の時点で可能な将来を考えて割礼した」という理由で、この功利主義的判断を擁護できると言うのである。cf. Mazor J. The child's interests and the case for the permissibility of male infant circumcision. *J Med Ethics* 2013;39:421-28.
- 44) Van Howe RS. Infant circumcision: the last stand for the dead dogma for parental (sovereign) rights. *J Med Ethics* 2013;39:477.
- 45) <http://www.haaretz.com/weekend/magazine/even-in-israel-more-and-more-parents-choose-not-to-circumcise-their-sons-1.436421>.